

大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則をここに公布する。

平成27年6月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第39号

大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、婚姻歴がないひとり親家庭に対し、所得税法（昭和40年法律第33号）第81条、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の17並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項第8号及び第3項に規定する額の所得控除（以下「寡婦（夫）控除」という。）が適用されないことで生じる利用者負担額等の差異を解消し、当該ひとり親家庭の経済的な負担の軽減を図るため、本市が実施する事業の対象者等の審査に当たり、当該ひとり親家庭の母又は父を寡婦又は寡夫とみなして寡婦（夫）控除を適用すること（以下「みなし適用」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、所得税法、租税特別措置法及び地方税法において使用する用語の例による。

（対象者）

第3条 みなし適用をする者（以下「対象者」という。）は、次条の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）及び別表第1に掲げる事業等（以下「対象事業等」という。）ごとに別に定める年の12月31日のいずれにおいても次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、申請日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による生活支援給付を受けている者又は市町村民税が非課税の者は、対象者としなない。

(1) 婚姻によらずに母となった者で、次のいずれかに該当するもの

ア 婚姻歴がなく、かつ、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）をしていない者であつて、扶養親族又は生計を一にする対象事業等ごとに別に定める年度の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「総所得金額等」という。次号において同じ。）が380,000円以下である20歳未満の子を有するもの

イ 婚姻歴がなく、かつ、婚姻をしていない者であって、扶養親族である20歳未満の子を有し、対象事業等ごとに別に定める年度の合計所得金額（以下「合計所得金額」という。次号において同じ。）が5,000,000円以下のもの

(2) 婚姻によらずに父となった者で、次のいずれにも該当するもの

ア 婚姻歴がなく、かつ、婚姻をしていない者

イ 生計を一にする総所得金額等が380,000円以下である20歳未満の子を有する者

ウ 合計所得金額が5,000,000円以下の者

(申請)

第4条 対象者がみなし適用を受けようとするときは、大和市寡婦（夫）控除のみなし適用申請書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

(決定)

第5条 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、その適否及び期間を決定し、大和市寡婦（夫）控除のみなし適用決定通知書により通知するものとする。

(所得控除額の算定方法)

第6条 市長は、前条の規定による決定を受けた者（以下「みなし適用者」という。）に対し対象事業等を実施するに当たり、当該みなし適用者に係る所得等を算定する場合は、寡婦又は寡夫に適用される所得控除額に相当する額を控除して算定するものとする。この場合において、第3条第1号イに該当するみなし適用者について所得等を算定する場合（市営住宅使用料関係事務を除く。）に控除する額は、租税特別措置法第41条の17及び地方税法第314条の2第3項に規定する額とする。

(変更決定)

第7条 みなし適用者は、所得状況等に変更があった場合は、遅滞なく大和市寡婦（夫）控除のみなし適用変更届に当該状況の変更を確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、保有する公簿等により、みなし適用者の所得状況等について、調査することができる。

3 第5条の規定は、第1項の変更届の提出を受けた場合及び前項の規定による調査の結果、所得状況等の変更が認められた場合について準用する。

(更新)

第8条 第4条の規定は、みなし適用者が同条による決定を受けた期間を超えてみなし適用を受けようとする場合について準用する。

(不正利得の徴収)

第9条 市長は、みなし適用者が偽りその他不正の手段によりみなし適用を受けたときは、当該みなし適用者に当該寡婦（夫）控除のみなし適用をしたことにより軽減された額に相当する額の全部又は一部を支払わせることができる。

（様式）

第10条 この規則において使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、みなし適用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成27年12月28日までの間に第4条の規定による申請をした者に対し、第5条の規定によりみなし適用を決定する場合は、同年4月1日から当該決定の日の前日までをその期間に含めるものとする。

別表第1 (第3条関係)

番号	対象事業等
1	教育・保育に係る利用者負担額関係事務
2	私立幼稚園支援事業
3	児童移動支援事業
4	児童発達支援事業
5	児童ホームヘルプ事業
6	児童短期入所事業
7	放課後児童クラブ事業
8	高等職業訓練促進給付金等事業
9	助産・母子生活支援施設入所事業
10	小児医療費助成事業
11	移動支援事業
12	日常生活用具の給付事業
13	重度障がい者住宅設備改良費助成事業
14	障害福祉サービス事業
15	補装具費支給事業
16	身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業
17	身体障害者自動車改造費助成事業
18	日中一時支援事業
19	重度障がい者緊急通報システム事業
20	福祉車両利用助成事業
21	自立支援医療等給付事業
22	重度身体障がい者訪問入浴サービス事業
23	心身障害者医療費助成事業
24	がん患者等ウィッグ購入支援事業
25	健康診査事業
26	女性の健康診査事業
27	特定健康診査事業
28	市営住宅使用料関係事務

別表第2（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市寡婦（夫）控除のみなし適用申請書	第4条及び第8条
第2号様式	大和市寡婦（夫）控除のみなし適用決定通知書	第5条及び第7条
第3号様式	大和市寡婦（夫）控除のみなし適用変更届	第7条